

令和3年度

福生市地域包括支援センター加美

事業計画書

社会福祉法人 福陽会

### 【配置職員】

センター長兼主任介護支援専門員	小泉 宏登
社会福祉士	中川 祥子
保健師	松下 歩
第2層生活支援コーディネーター兼事務員	
	勝田 幸恵
認知症地域支援推進員	松下 歩

令和3年9月に福生市から正式に地域包括支援センター業務を受託。

令和3年度は、下記に記載した運営方針・業務内容について、令和4年4月1日のセンター事業開始に向けた準備期間として業務にあたることとする。

### 【運営方針・業務内容】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置される。

#### ●高齢者の総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談・支援できる体制をつくる。

#### ●虐待防止を含む権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為に対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行い、安心して尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。

#### ●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、在宅と施設等との連携など、地域において多職種相互の協働等により連携体制を構築するとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

- ②介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う機会を設定する等、介護支援専門員のネットワークの活用を図る。
- ③地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、スーパービジョンを展開し、問題解決能力を相互で高める。
- ④自立支援型個別ケア会議の開催

●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者又は基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とするケアプランを作成する。この業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する。

●地域・関係機関とのネットワーク

地域の医療と介護等の多様な職種や地域住民との連携を強化し、個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を支援する。

●認知症対策の推進

- ①認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療、介護及び生活支援など連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。
- ②法人が運営する特別養護老人ホーム第2 サンシャインビラでは「家族介護者教室」「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」を開催してきた。今後も認知症情報交換と交流の場づくりの支援を行う。
- ③認知症の人やその家族の意見や思いを取り上げ、施策へつなげる。

●在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう支援する。

●介護予防活動の推進

日々の相談支援及び関係機関・団体等との連携により収集した情報を活用し、閉じこもり等の支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動につなげる。